

2021年3月1日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク
理事長 山口 益弘 様

株式会社 Fast Fitness Japan
代表取締役社長 土屋 敦之



回答書

貴法人より、2021年2月18日付「再申入書」を拝受いたしましたので、申し入れ事項について、弊社顧問弁護士とも協議のうえ下記のとおり回答いたします。ご確認のほど宜しくお願いいたします。

記

- 1 免責条項、規約の随時変更に関する利用規約改定について
申し入れのあった事項等につきましては、本年3月1日より、別添のとおり改定しておりますのでご確認ください。
- 2 専属的合意管轄について
申し入れのあった本利用規約第23条中の「会員とFC本部又は加盟店の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。」との規定については、以下の理由から削除の必要性は無いと考えております。
まず前回ご回答したとおり、会員とのトラブルとして最も想定される強制退会の判断は、FC店舗を含む全ての店舗についてフランチャイズ本部である弊社が行っており、その判断に用いた証拠資料等も弊社にて一元管理しております。確かに、会員情報や証拠資料等を印刷・複製して各店舗に送ることは可能ではありますが、しかしながら、実際に訴訟の必要が生じた場合には、その判断に至った過程等が重要な論点として想定されるところ、その判断を行っていない各店舗が十分な訴訟対応を行うことは困難であり、弊社が所在する東京で審理を行うことは、適正・充実かつ迅速な裁判の実現と紛争の早期解決に資し、それがひいては会員の利益に資するといえます。
したがって、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とすることには合理的な理由がありますので、申し入れのあった箇所については削除する必要はないとの見解に変更はございません。

以上

第1条 【適用範囲】

本規約は、日本における「Anytime Fitness（エニタイムフィットネス）」のフランチャイズ本部である株式会社 Fast Fitness Japan（以下「FC本部」といいます。）のフランチャイズ加盟店が、日本国内において「エニタイムフィットネス」として運営するフィットネスクラブ（以下総称して「クラブ」といいます。）およびそれに派生するサービスの利用に関し適用されるものとします。

第2条 【独立運営】

- クラブは全て、FC本部よりAnytime Fitness®の商標使用権の許諾を受けたフランチャイズ加盟店（以下、「加盟店」といいます。）が、FC本部とは独立した主体として運営するものとします。
- クラブに入会した者（以下「会員」といいます。）および会員以外で各クラブが認めた利用者が（詳細については第7条に定義、以下「ビジター」といいます。）は、各クラブの運営主体が加盟店であることを了解した上で、クラブを利用するものとします。
- 会員は、クラブごとに、会費、設備およびルール等が異なることを理解します。
- 会員は、日本国外のエニタイムフィットネスについては、本規約とは別の規約が適用されることを理解します。

第3条 【会員制度】

- クラブは会員制となります。
- クラブに入会しようとするときは、本規約を承諾し、所属を希望するクラブに所定の入会申込書・誓約書等（Web上の申込み等電磁的媒体で記録を含み、以下「入会申込書」といいます。）を提出し、利用契約等の諸契約を締結することに同意し、かつ当該クラブの入会が認められ、当該クラブ（以下「所属クラブ」といいます。）の諸施設を利用することができます。
- 会員は、ご利用開始日より31日経過後、所属クラブの他、全てのエニタイムフィットネスを利用することができます。
- 未成年者が入会を希望する場合は、所定の入会同意書に本人とその親権者が連署の上、入会手続きを行うものとします。
- 会員は、本規約（第22条）により改定されたものを含みます。利用するクラブが入居する施設内の諸規則、その他FC本部および加盟店が定める規則を全て遵守しなければなりません。

第4条 【入会資格】

- 次の各号のいずれかに該当する者はクラブの会員になることはできません。
- (1) 本規約および利用する各クラブの諸規則を遵守できない者
 - (2) 入会申込書等に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
 - (3) 現住、日本国内、国外問わず「エニタイムフィットネス」のいずれかのクラブの有効な会員である者
 - (4) タトゥー（タトゥーの判別が困難なペンタリング等を含む）のある者で、各クラブ内（クラブ館内のみならず、駐留場、駐場、その他の敷地を含みます。以下同様。）においてタトゥーの露出を一切行わないことに同意できない者
 - (5) 過去または現在において暴力団または反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と関係を有する者でFC本部または加盟店が判断した者
 - (6) 医師等により運動を禁じられている者
 - (7) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
 - (8) 18歳未満の者
 - (9) 所属する学校または団体においてフィットネスクラブの入会が禁じられている者
 - (10) 未成年でクラブの入会に関して親権者の同意を得られない者
 - (11) 入会申込書等に含まれる「重要事項」「同意事項」等に同意できない者
 - (12) その他、FC本部または加盟店が会員としてふさわしくないと判断した者

第5条 【会費、セキュリティキー手数料等】

- 各クラブの会費、セキュリティキー発行手数料、その他の費用（以下「会費等」といいます。）は、加盟店が定めるものとします。会員は、会費等がクラブごとに異なることを理解します。
- 会員は、会費等を、加盟店所定の方法で支払うものとします。支払い時期は、在籍する月の月末までの分を、当月27日までに支払うものとします。但し、入会時の初回支払時期については別途定めます。
- 会員は、実際のクラブ利用の有無にかかわらず、本規約が定める会費等を全て支払う義務があります。一旦支払った会費等は、本規約の定めがある場合を除いて返還しません。
- クラブまたは加盟店は、会費等の改定を行うことができます。その場合、改定を行う各クラブは、適用法令に従うとともに、改定料金の初回滞日と滞前滞日に会員に告知するものとし、以後は改定後の会費等が適用されるものとします。
- 会員が会費等その他の債務を、支払期日を過ぎても履行しない場合、加盟店は、会員に対し、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に年14.6%の割合で計算された金額を延滞利息として、会費等その他の債務と一緒に、加盟店が指定する方法で支払いを求めるものとします。その際の必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とします。

第6条 【セキュリティキー】

- クラブは、会員に対しセキュリティキーを交付します。
- 会員がクラブに立ち入る際には、当該会員に交付されたセキュリティキーを提示するものとし、会員本人がセキュリティキーを携帯しない場合は、クラブに立ち入ることはできません。
- セキュリティキーは、交付された会員本人もしくはクラブが認める利用権限を有する者のみが使用し、他の者が使用することはできません。
- 会員は、セキュリティキーを第三者に貸与することはできません。万一、セキュリティキーを貸与した場合は規約退会の対象となります。
- 会員は、セキュリティキーにつき紛失、盗難、または破損が生じた場合には、速やかに所属クラブにその旨を届けて、具体的な状況をご説明ください。所属クラブが相当と認めるときは、会員は、再発行の手数料を支払った上で、セキュリティキーの再発行を受けることができます。

第7条 【会員以外のクラブの利用】

- 加盟店は、次の条件をいずれも満たす場合にのみ、ビジターに自己が運営するクラブを利用させることができます。その他の場合には、会員が同伴した者を含め、会員以外の者によるクラブの利用はできません。
 - (1) 当該加盟店がビジターについて利用料を定めておらず、これを支払うこと。
 - (2) 事前に利用するクラブの加盟店から書面による承諾を得ること。
 - (3) クラブの利用を、同伴した会員に認められた範囲および加盟店が必要に応じて制限した範囲に限ること。
- 会員は、ビジターを同伴するときは、ビジターに対し本規約に定める遵守事項を遵守させるものとします。

第8条 【遵守事項】

- 会員は、本規約に別途定める他、以下を遵守しなければなりません。
- (1) クラブの利用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、各クラブおよび加盟店の説明並びに指示に従わなければならないものとします。
 - (2) クラブの利用時は、常に各クラブが定める以下の禁止事項を含むドレスコードを遵守します。
 - ① 施設または器具を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品
 - ② ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチあるいはリベット（びょう）がついている衣服、履物または服飾品等
 - ③ 伸縮性に欠ける、滑りやすい、器具等に巻き込まれる可能性があるなど、トレーニングにふさわしくない衣服、履物、服飾品または装飾品
 - ④ サングラス、サンダル、草履、長靴等
 - ⑤ 会員および他の会員を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品
 - ⑥ 上半身あるいは下半身裸、裸足、下着のみ、またはそれに準じる格好
 - ⑦ ヒールが高い、または滑りやすいなど、トレーニングにふさわしくない履物
 - ⑧ その他、各クラブまたは加盟店がふさわしくないと判断した服、履物、服飾品または装飾品
 - (3) クラブ内において、以下の行為は禁止されます。
 - ① 施設内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動
 - ② 動物などの危険物や他者または施設、器具を傷つける可能性のある物品の施設内への持ち込み
 - ③ 正当な理由なく他者の所持品に触れること。
 - ④ 他の会員またはビジターに対し、パーソナルトレーニングを行う、またはそのように評価される活動を行うこと。
 - ⑤ 本規約に基づきクラブの利用を認められない者を同伴させること。
 - ⑥ タトゥー（タトゥーの判別が困難なペンタリング等を含む）を露出させること。
 - ⑦ 物を投げつける、壊す、叩く等、他の会員やスタッフが恐怖を感じる危険な行為
 - ⑧ 大声、音声を発する行為、他の会員もしくはスタッフに対する暴力行為、行く手を塞ぐ等の威嚇行為または迷惑行為
 - ⑨ 他の会員、ビジター、スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為
 - ⑩ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為
 - ⑪ 酒気を帯びての入館
 - ⑫ 動物を館内に持ち込むこと。ただし、あらかじめ利用するクラブの加盟店が承諾した補助犬は除く。
 - ⑬ 他の会員の諸施設利用を妨げる行為
 - ⑭ クラブの秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷つけること。

第9条 【入館の禁止、退場】

- 各クラブは、以下の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間の入館の禁止または退場を命じることができます。
 - (1) 本規約（第8条）を含み、これに限られないおよび各クラブの諸規則を遵守しない者
 - (2) FC本部または加盟店において、第4条に定める入会資格を欠いていると判断した者、または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者
 - (3) FC本部または加盟店において、体罰不良、器物使用等により正常な施設利用ができないと判断した者
 - (4) FC本部または加盟店において、著しく不潔な身体または服装により、他の会員の第三者が不快に感じると判断した者
 - (5) 加盟店の承諾なくセキュリティキーを持参して入館した者
 - (6) 本規約の手に従わず会員以外の者に入会させた者および入館した会員以外の者
 - (7) 自己都合により会費等の全部もしくは一部を2か月間滞した者、または会費等の全部もしくは一部を支払わない月が2か月連続した者
 - (8) 上記の他、FC本部または加盟店において入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者
- クラブへの入館禁止中の会員は、禁止中も会費等を支払わなければならないものとします。

第10条 【休会および復帰】

- 会員は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人をして、所属クラブに来店し、所定の休会届の記入による手続きを行った上で、月単位でクラブを休会することができます。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。
- 休会手続は、休会開始を希望する月の前月10日までに行うものとし、その場合、休会開始希望月の1日より休会扱いとなります。各月の11日以降に休会手続がとられた場合は、翌月の1日より休会扱いとなります。
- 休会する会員は、別に定める休会費を支払うものとします。
- 本条の休会手続が完了しない場合は休会扱いとなりませんので、クラブのご利用がなくても通常の会費等が発生します。
- 休会していた会員は、休会前記載の終了日経過後、自動的に月単位でクラブに復帰扱いとなります。その場合、復帰月から通常の会費等を支払うものとします。

第11条 【退会】

- 会員が自己都合によりクラブを退会する場合は、自らまたは法律上の権限を確認できる代理人をして、所属クラブに来店し、所定の退会届の記入による手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。
- 退会手続は、退会を希望する月の10日までにを行うものとし、その場合、当該月の末日をもって退会となります。各月の11日以降に退会手続がとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなります。
- 本条の退会手続が完了しない場合は在籍となりますので、クラブのご利用がなくても通常の会費等が発生します。
- 会費等の全部または一部が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければなりません。
- 会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。
- 会員が自己都合により会費等の全部もしくは一部の滞納が2か月間となった場合、または会費等の全部もしくは一部を支払わない月が2か月連続した場合は、規約退会とします。また滞納分については、全額現金または加盟店が指定した方法で支払わなければならないものとします。
- 退会に伴い、加盟店は、長期契約（1年一括前納等）に基づき既納された会費等がある場合は、これを正規料金で換算した上、1月単位で経過月分を差し引いて返還するものとします。

第12条 【移籍】

- 会員は、第3条第3項に定められたとおり、全ての「エニタイムフィットネス」を利用できますが、会員が、所属クラブ以外の特定のクラブを主に利用していることと所定の基準に基づき判断された場合は、文書での通知をもって自動的に会員を移籍させることができます。移籍の際には、移籍後の所属クラブにおいて定められた会費等をお支払いいただきます。移籍後の会費等は、移籍前の所属クラブにおいて定められている会費等より高額となる場合もあります。
- 移籍にあたり、会員が移籍前の所属クラブにおいて契約していたロッカー等の付随契約については、移籍後の所属クラブにおいては引き継がれません。

第13条 【届出等】

- 会員は、入会申込書等に記載した内容に変更があったときは、速やかに所属クラブにおいて、所定の手続をもって変更の届け出をしなければなりません。
- 加盟店、クラブおよびFC本部から会員への諸通知等は、会員から届け出のあった最新の住所またはメールアドレス等であって正しい、その発送をもって効力を有するものとし、未達または遅延等となっても、発信後の責を負いません。

第14条 【規約退会】

- FC本部または加盟店は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員をクラブから強制的に退会させることができます。
 - (1) 本規約（第8条）を含み、これに限られないおよび各クラブの諸規則を遵守しないとき。
 - (2) クラブ内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、クラブの運営に影響が生じうると判断されるなど。
 - (3) FC本部または加盟店において、第4条に定める入会資格を欠いていると判断したとき。
 - (4) 入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき。
 - (5) 第11条第6項に該当したとき。
 - (6) その他、FC本部または加盟店において、会員としてふさわしくない言動があったと認められたとき。
- クラブから強制的に退会させられた会員は、退会時から全てのエニタイムフィットネスを使用することができません。
- クラブから強制的に退会させられた会員に対しては、加盟店は、前納分または取崩分の会費等があっても、これを返還することはいりません。
- 規約退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、全ての「エニタイムフィットネス」への入会はできません。

第15条 【資格喪失】

- 会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。
- (1) 退会
 - (2) 死亡または法人の解散
 - (3) クラブを閉鎖したとき。

第16条 【会員資格の譲渡禁止等】

クラブの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは担保を受けることはできません。

第17条 【営業日および営業時間】

各クラブの営業日、営業時間およびスタッフ受付時間については、加盟店が別に定めます。ただし、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

第18条 【クラブ施設の利用制限】

- 加盟店は、次の理由により各クラブ施設の一部または全部の利用を制限することができます。そのような制限がなされる場合でも、加盟店が別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはなく、FC本部および加盟店は、会員に対し、特別の補償は行いません。
- (1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと加盟店が判断し、営業が困難と認められたとき。
 - (2) 施設、設備の点検、補修または改修するとき。
 - (3) 法令の制定、改定、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。
 - (4) その他加盟店が休業を必要と認めるとき。
- 前項の場合、事前にその旨を各クラブまたは各クラブのホームページ等にて告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

第19条 【クラブ施設の閉鎖・変更】

- 各クラブは、次の理由により施設の一部または全部を閉鎖、もしくは変更することができます。
 - (1) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶとFC本部または加盟店が判断し、営業を不可能と認められたとき。
 - (2) 法令の制定、改定、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他加盟店の経営上やむを得ない事由が発生したとき。
 - (3) 加盟店において経営上やむを得ない事由が発生した場合にあっても、3か月間に予告なくのうえ解鎖したとき。
 但し、解散の原因が天災、地震、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、上記の予告期間を合理的に短縮することができるものとします。
- クラブ施設の閉鎖・変更の場合、加盟店が別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはなく、FC本部および加盟店は、会員に対し、特別の補償は行いません。

第20条 【賠償責任】

- クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、FC本部および加盟店は、その故意または重大過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
- 会員またはビジターは、自己の責に帰すべき原因により、クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければならないものとします。

第21条 【通知予告】

本規約およびクラブの諸事情に関する通知または予告は、加盟店所定の場所に掲示する方法または電子メール等により行います。

第22条 【本規約その他の諸規則の改定】

適用法令に従い、FC本部は、本規約、細則、利用規定、その他クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。加盟店は、加盟店が運営するクラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は最新の改訂日をもって全ての会員に適用されます。

第23条 【適用法および専属的合意管轄裁判所】

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。会員とFC本部または加盟店の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当該訴訟の第一審専属的合意管轄裁判所とします。

第24条 【正本】

FC本部および加盟店は、本規約を外国語に翻訳した日本語と外国語との対訳形式で本規約を発行することができますが、日本語版を正本とし、日本語版と外国語版に不一致がある場合は日本語版が優先します。